

令和7年度放課後児童健全育成事業監査結果

令和8年3月25日更新

区分	クラブ名	設置者	指導監査年月日	改善指導年月日	文書指摘事項	改善報告日	改善状況
公立	高屋西第1いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年1月22日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
公立	高屋西第2いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年1月22日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
公立	御蔵第2いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月4日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
公立	平岩第1いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月5日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
公立	平岩第2いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月5日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
公立	河内いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月6日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
公立	八本松第2いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月12日	令和8年3月4日	避難及び消火に対する訓練は少なくとも年2回実施すること。 (消火訓練について実施していなかった。)	令和8年3月23日	改善済
公立	高屋西第3いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月17日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
公立	高屋西第4いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月17日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
公立	高屋東いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月19日	令和8年3月4日	避難及び消火に対する訓練は少なくとも年2回実施すること。 (消火訓練について1回の実施であった。)	令和8年3月23日	改善済
公立	西条第4いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月20日	令和8年3月4日	避難及び消火に対する訓練は少なくとも年2回実施すること。	令和8年3月23日	改善済
公立	入野いきいきこどもクラブ	東広島市長	令和8年2月26日	令和8年3月4日	避難及び消火に対する訓練は少なくとも年2回実施すること。	令和8年3月23日	改善済
私立	アフタースクールこぼと	社会福祉法人 紅楓福祉会	令和8年1月7日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	アフタースクールこぼと第2クラブ	社会福祉法人 紅楓福祉会	令和8年1月7日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	放課後楽描クラブ西条	合同会社 楽描倶楽部	令和8年1月9日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	陽だまり放課後こどもくらぶ	特定非営利活動法人陽だまり	令和8年1月21日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	みんなのいえ三永	特定非営利活動法人おんわ	令和8年1月22日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	みんなのいえ三永II	特定非営利活動法人おんわ	令和8年1月22日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	なかよしキッズクラブ本店	一般社団法人なかよし	令和8年1月23日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	なかよしキッズクラブ西条岡町店	一般社団法人なかよし	令和8年1月23日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	Ai Kids Club寺西	株式会社アイグラン	令和8年1月27日	令和8年3月4日	放課後児童支援員等の配置について、2人以上の支援員(うち1人は補助員でも可)を配置すること。	令和8年3月17日	改善中
私立	つどの森 西条	合同会社 夢なる樹	令和8年1月28日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	放課後楽描クラブ西条中央	合同会社 楽描倶楽部	令和8年1月29日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	東広島放課後児童館さくらんぼ	一般社団法人アリスの会	令和8年2月3日	令和8年3月4日	・避難及び消火に対する訓練は少なくとも年2回実施すること。 (消火訓練について実施していなかった。) ・施設の設備の安全点検、職員、利用者等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講ずること。 ・職員に対し、安全計画について周知し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。	令和8年3月23日	改善中
私立	なかよしキッズクラブ西条岡町2号店	一般社団法人なかよし	令和8年2月4日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	八本松みづきいきいきこどもクラブ	学校法人馬越学園	令和8年2月16日	令和8年3月4日	指摘なし	—	—
私立	Ai Kids Clubショーじ寺家駅前店	株式会社アイグラン	令和8年2月25日	令和8年3月4日	・施設の設備の安全点検、職員、利用者等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講ずること。 ・職員に対し、安全計画について周知し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。	令和8年3月16日	改善済